

# ☆おしらせ☆

## 土砂の受入地を募集します！！

現在、一般国道220号内海地区の災害復旧に伴い、土砂撤去作業を実施しています。作業に伴って、大量の土砂が発生し、一時的に仮置きしています。

今回、この土砂について窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの土地への受け入れを募集します。  
ご協力のほど、よろしくお願い致します。

### 【応募要件】

- 受入地募集要項（別紙－1）をご覧ください。

### 【応募期間】

- 令和3年10月11日 ～ 令和3年10月27日まで

※募集終了後も土砂が残っている場合は、受付・選考を行う予定ですが、募集期間内であっても土砂がなくなった時点で受付を完了します。

### 【必要な書類】 提出方法：郵送のみ

- 土砂の受入申込用紙
- 土地所有者の同意書（受入地が借地の場合）
- 埋立等の許可証の写し
- 位置を示した地図

選定後、結果を応募者へ通知します。  
運搬先が近い方から優先的に選定します。ご了承下さい。

### 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 道路管理第二課

TEL：0985-24-8512（直通）

FAX：0985-32-7301

担当 井上、馬場

## 国道220号内海地区災害復旧に伴う土砂の受入地募集要項

### 1. 募集の趣旨

現在、国土交通省 宮崎河川国道事務所では一般国道220号内海地区の災害復旧に伴い土砂撤去作業を実施しています。

現在、復旧作業を鋭意進めていますが、土砂撤去作業に伴い大量の土砂が発生するため、復旧作業の円滑な実施・コスト縮減等を考慮した結果、土砂の受入地募集を行います。

つきましては、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方の所有地を受入地としていただく方を募集します。

### 2. 募集の内容

- ・土砂の受入地（土砂仮置き場から運搬距離50km以内）：国土交通省にて土砂を運搬

### 3. 応募要件

#### （1）応募できる方

- 土砂の受入地（土砂仮置き場から運搬距離50km以内）

令和3年10月中旬頃～令和3年12月末の間で、埋立等の土地造成を予定している工事現場から運搬距離50km以内（日南市、宮崎市地内等）に土地を所有あるいは貸借されている方。（賃貸の場合は、所有者の同意が必要）

- 土砂仮置き場の土の状態を確認しに来られる方

なお、土地所有者が暴力団員または暴力団員が実質的に経営を支配する業者でないこと。

#### （2）土地の要件

- ① 土砂の受入地（土砂仮置き場から運搬距離50km以内）

○大型ダンプトラック（10t車）で土砂（30cm程度の岩砕含む）の搬入ができること。

○埋立（盛土）土量が約100立方メートル以上を対象

○法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了  
或いは10月27日（水）までに手続き完了見込であること。

- ②受け入れ側で、土の特性を十分に把握し、使用すること。

### 4. 募集期間及び必要書類

#### （1）募集期間 令和3年10月11日（月）～令和3年10月27日（水）

※募集終了後も土砂が残っている場合は、受付・選考を行う予定ですが、募集期間内であっても土砂がなくなった時点で受付を完了します。

※運搬先が近い方から優先的に選定します。

## (2) 必要書類

- 土砂受入申込用紙
- 土地所有者の同意書（受入地か借地の場合）
- 埋立等の許可証の写し
- 位置を示した地図

## 5. 応募窓口※郵送

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 道路管理第二課  
〒880-8523 宮崎市大工二丁目39番地  
TEL 0985-24-8512（直通）  
FAX 0985-32-7301

## 6. 応募後の確認等

応募頂いた受入地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、埋立（盛土）に適した土地と認められた場合は候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、その結果は応募者へ通知する予定です。

## 7. その他留意事項

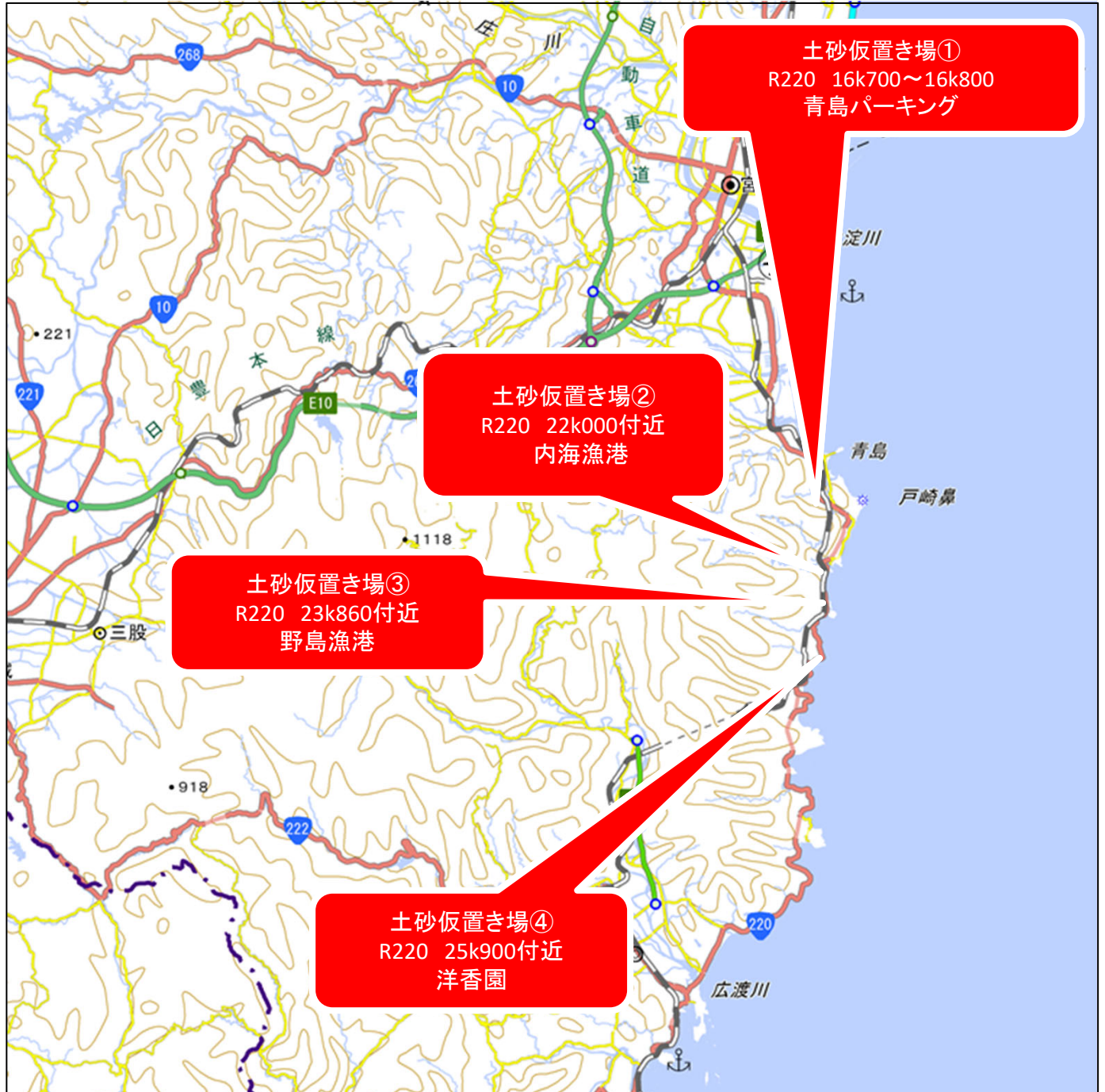
- 土砂の搬入（運搬）にかかる費用は無料です。
- 候補地確定後、他の公共事業より土砂搬入の要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申込時の搬入量を保証することはできません。
- 搬入路を確保する際に用地買収及び借地契約等が必要な場合は、申込者にて行ってください。
- 搬入完了後の土砂の管理は申込者の責任において行って頂きます。
- 搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- 搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないように事前に周辺住民等への周知と協力をお願いしていただきます。
- 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、土砂の利用を行う行為は固く禁止しています。

## 8. 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 道路管理第二課  
〒880-8523 宮崎市大工二丁目39番地  
TEL 0985-24-8512（直通）  
FAX 0985-32-7301  
担当 道路管理第二課 井上、馬場

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>（ホームページも併せてご覧ください）

# 土砂仮置き場位置図



申込日 令和3年 月 日

## 土砂「受入申込書」

国土交通省 九州地方整備局  
宮崎河川国道事務所長 殿

郵便番号： \_\_\_\_\_  
住 所： \_\_\_\_\_  
氏 名： \_\_\_\_\_ 印

土砂の受入について、下記のとおり申し込みます。

### ○受入地の住所・地目

住 所	
地 目	

### ○許可等を受けた事業に関する事項

事 業 名 称	
法 令 等 の 名 称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
工 事 予 定 時 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

### ○連絡先

所属名称： \_\_\_\_\_  
担当者名： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_ (内線)